

令和6年度（令和7年4月1日採用） 東松島市職員採用試験（上級・初級）受験案内

1 試験区分等

試験区分	職 種	採用予定人員	職 務 内 容
上級	技術職 (土 木)	1人程度	土木に関する技術業務に従事します。
初級	技術職 (土 木)	1人程度	土木に関する技術業務に従事します。
	行 政 (障害者)	1人程度	一般的な行政事務に従事します。

※ 採用予定人員については、現時点での予定であり、今後変更になることがあります。

2 受験資格等

(1) の受験資格を有し、(2) の欠格事項のいずれにも該当しない方

(1) 受験資格

試験区分	職 種	受 験 資 格
上 級	技術職 (土 木)	大学や専修学校等において土木技術関連科目を履修した方又は土木施工管理技士（1級、2級）のいずれかの資格を有する方
初 級	技術職 (土 木)	平成9年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方で土木系の学科を卒業（見込み）または土木施工管理技士2級以上の資格を有する方
	行 政 (障害者)	次の1から4までのすべてに該当する方 1 自力により通勤ができ、かつ、介護者なしに一般事務職員としての職務の遂行が可能である方 2 障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の交付を受けている方 3 活字印刷文による出題及び口頭による面接に対応できる方 4 通常の勤務時間（原則として週38時間45分、1日7時間45分）に対応できる方

(2) 欠格事項

ア 日本の国籍を有しない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 本市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の方法

試験は全職種において第1次試験、第2次試験とします。なお、第2次試験は第1次試験の合格者に対してのみ行います。

(1) 第1次試験

【上級 技術職（土木）】

試 験	方 法
専門試験 (120分)	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む。） 材料・施工に関する専門知識について短答式試験を行います。
性格特性検査 (20分)	職務遂行に必要な適性等について検査します。

【初級 技術職（土木）】

試 験	方 法
教養試験 (120分)	時事、社会・人文、自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び 資料解釈に関する一般知能について短答式試験を行います。
性格特性検査 (20分)	職務遂行に必要な適性等について検査します。

【初級 行政（障害者）】

試 験	方 法
職務基礎力試験 (60分)	論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国 内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な力について短答式試験を行 います。
職務適応性検査 (20分)	職務遂行に必要な適性等について検査します。

(2) 第2次試験（共通）

試 験	方 法
人物試験	面接により主として人物について試験を行います。（個別面接等により実施）
作文試験 (60分)	文章による表現力、内容構成等の能力について作文による筆記試験を行います。
資格調査	受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否について調査します。

4 試験日及び場所

区分	第1次試験	第2次試験
日時	令和6年11月24日（日） 試験 午前9時30分～ （受付 午前8時45分～）	令和6年12月中旬～下旬
場所	東松島市役所 （東松島市矢本字上河戸36-1）	第1次試験合格者に通知します。

5 合格者の発表

- (1) 第1次試験合格者の発表は、令和6年12月上旬頃に市役所掲示板及び市ホームページに受験番号を掲示するほか受験者全員に合否を通知します。
- (2) 最終合格者の発表は、令和6年12月下旬頃に市役所掲示板及び市ホームページに受験番号を掲示するほか受験者全員に合否を通知します。

6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、任用候補者名簿に登録され、そのうちから採用者が決定されます。
したがって、最終合格者全員が採用されるとは限りませんので注意してください。
- (2) 採用は「令和7年4月1日」の予定です。
- (3) 受験資格がないことや受験申込書記載事項に不正があることが判明した場合には、合格を取消すことがあります。
- (4) 職種によって必要とされる資格・免許等が採用時まで取得できない場合には採用されません。

7 給与

- (1) 新卒者の初任給は、おおむね次のとおりです。

試験区分	職種	初任給（現行額）
上級	技術職（土木）	196,200円
初級	技術職（土木）・行政（障害者）	166,600円

（初任給は経歴によって、一定の基準により加算されます。）

- (2) (1)のほか、給与条例の規定に従い、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

8 受験手続き及び受付期間

- (1) 申込用紙の請求

申込用紙は東松島市役所に請求してください。

なお、郵便で請求する場合は、封筒の表に「(上級・技術職(土木))、(初級・技術職(土木))又は(初級・行政(障害者))職員採用試験申込用紙請求」と朱書し、宛先を明記のうえ、180円切手を貼った返信用封筒(A4サイズが入る大きさ)を必ず同封してください。

- (2) 受験申込先

所定の申込書に必要事項をみれなく記入の上、下記まで提出してください。

【送付先】〒981-0503 東松島市矢本字上河戸36-1

東松島市役所 総務部総務課人事係

- (3) 受付期間

令和6年10月8日(火)から令和6年10月22日(火)

申込受付は、平日の午前8時30分から午後5時までです。

郵便の場合は令和6年10月22日(火)午後5時必着とします。

(簡易書留郵便等の確実な方法で送付してください。)

(4) 受験申込の際の提出書類等

ア 申込書 1部(履歴書(市指定様式)を添付すること。)

イ 受験料 不要

ウ 郵便申込の場合は、申込者の宛先を明記し110円切手を貼った返信用封筒(長3封筒)を必ず同封してください。

※ インターネットや電話での申込みはできません。

※ 申込書、履歴書には、申込前6か月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向、縦4cm、横3cmの写真
を所定の位置に貼ってください。(貼付3箇所、写真のない場合は受付できません。)

9 試験結果の開示について

試験結果については、東松島市個人情報保護条例(平成17年東松島市条例第10号)に基づき、次のとおり開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)を持参の上、下表の開示場所に直接お越しください。なお、電話やはがき等による開示の請求はできません。

試験	開示請求できる方	内容	開示期間等	開示場所
第1次試験	第1次試験不合格者	総合順位及び総合得点	合格発表の日から1月間 午前9時から午後5時まで	東松島市総務部総務課
第2次試験	第2次試験不合格者			

10 その他

(1) 申込みを受理された受験申込者には受験票を交付します。

郵送申込みの方で、試験日の1週間前までに受験票が届かない場合は下記まで連絡ください。

(2) この試験についての問い合わせは、東松島市役所総務部総務課人事係
(電話0225-82-1111:内線3208)で回答します。